

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
43	東大阪市 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 全項目評価書【令和6年3月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東大阪市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東大阪市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和6年3月31日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
②事務の内容 ※	予防接種法に基づく臨時接種に規定された新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の事務及び給付の支給に関する事務を行う。 ○事務の概要 ・予防接種の対象者への各種通知 ・予防接種の実施 ・予防接種歴の登録及び管理 ・医療機関等に対する予防接種の実施委託料の支払 ・予防接種証明書の交付 ワクチン接種記録システム(以下、「VRS」という。)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③対象人数	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

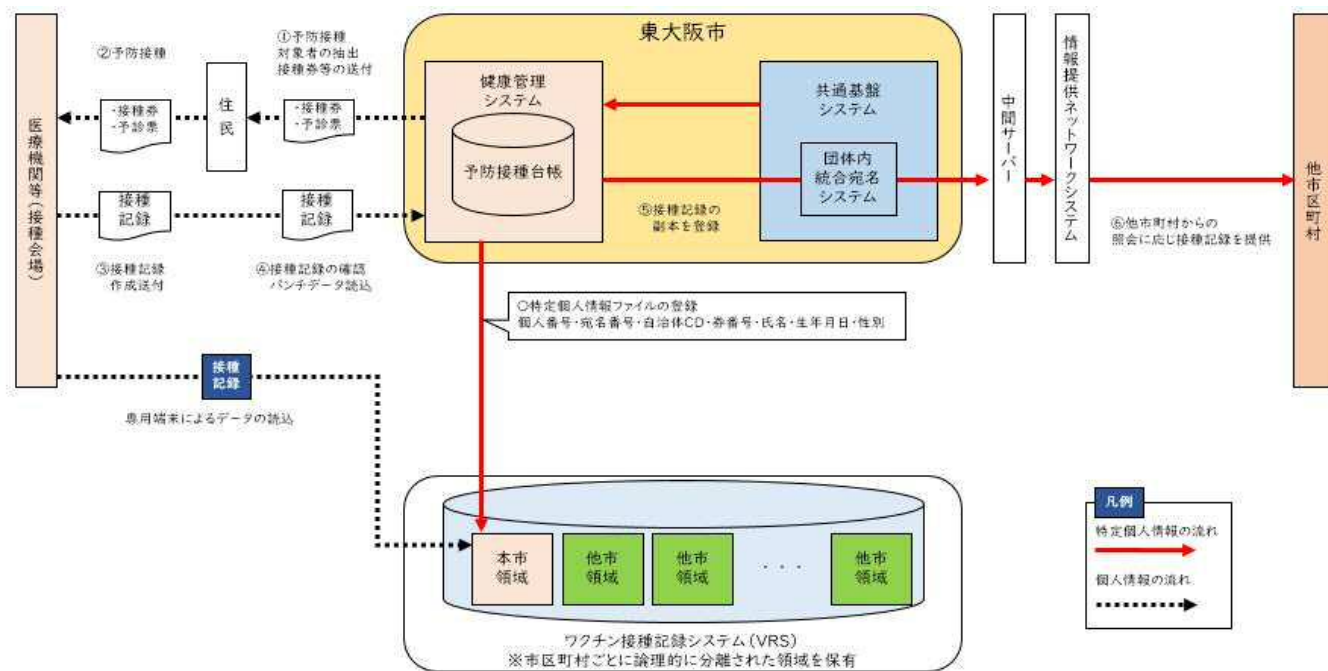
①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	①対象者抽出 ②接種情報・予診情報の登録 ③予防接種記録の照会 ④集計統計 ⑤帳票出力
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (共通基盤システム)

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	共通基盤システム(宛名システムを含む。)
②システムの機能	1. 宛名管理 (1) 宛名情報の連携 ① 既存住民基本台帳システムからの宛名連携 ② 各業務システムからの個別宛名連携 ③ 共通基盤システムに接続した端末からの個別宛名登録 (2) 統合宛名番号の付番 (3) 宛名情報の照会 ① 各業務システムからの宛名照会に対する応答 ② 共通基盤に接続した端末からの宛名情報照会に対する応答 2. 符号取得 (1) 符号取得要求 ① 統合宛名番号の中間サーバーへの連携 ② 中間サーバーからの処理通番受取 ③ 既存住民基本台帳システムへの処理通番・符号取得要求情報の連携 ④ 符号取得状態の更新 3. アクセス管理 (1) 認証・アクセス制御情報設定 (2) 認証情報の受付 (3) ログ収集 4. 情報照会 (1) 情報照会データ連携 中間サーバーへ情報照会要求送信 (2) 情報提供結果データ取得 中間サーバーから情報照会結果受領 5. 副本管理 中間サーバーへの情報登録 6. 庁内連携 (1) 業務情報連携 ① 各システム間の業務情報連携 ② 共通基盤に接続した端末から業務情報の登録・管理 (2) 業務情報変更(フォーマット・コード・文字変換)
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (各業務システム、中間サーバー)

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会 情報提供ネットワークを介して、特定個人情報の情報照会及び情報提供の受領を行う。 3. 情報提供 情報提供ネットワークを介して、特定個人情報の情報照会要求に対する当該特定個人情報の提供を行う。 4. 業務システム接続 中間サーバーと共通基盤システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報、符号取得のための情報等を連携する。 5. 情報提供等記録管理 特定個人情報の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を管理する。 6. 情報提供データベース管理 特定個人情報を副本として保持・管理する。 7. データ送受信 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等を連携する。 8. セキュリティ管理 暗号化・複合化に関するセキュリティ鍵に関する管理を行う。 9. 職員認証・権限管理 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能、特定個人情報へのアクセス制御を行う。 10. システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 共通基盤システム ）
システム4	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム（VRS）
②システムの機能	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡等のフラグ設定
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	予防接種の対象者及び接種履歴を把握し、適正な管理を行うため。
②実現が期待されるメリット	予防接種の対象者であることの確認及び接種履歴の管理により、未接種者に対して適切な接種勧奨が可能となる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 10の項、93の2の項 ・番号法第19条6号(委託先への提供)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表二の16の2、16の3、115の2の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部保健所感染症対策課
②所属長の役職名	感染症対策課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	東大阪市に住民登録のある新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事業の対象となる者	
その必要性	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種履歴の管理等を適切に行うため	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()	
	・個人番号・4情報、その他住民票関係情報 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種対象者であることを正確に特定するため。 ・その他識別情報 内部事務において個人を特定するため。 ・健康・医療関係情報 新型コロナワクチン接種履歴を正確に管理するため。	
	全ての記録項目	
⑤保有開始日	令和3年4月1日	
⑥事務担当部署	健康部保健所感染症対策課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☒ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ）	
③入手の時期・頻度	住民基本台帳に関する情報について、日次データ連携する都度	
④入手に係る妥当性	予防接種履歴の管理を適正に行うため、最新の住民情報を入手する必要がある。	
⑤本人への明示	—	
⑥使用目的 ※	予防接種の実施に関して、住民情報、予防接種履歴の照会等が必要となるため。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	健康部保健所感染症対策課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	・転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。	
	情報の突合 ※	—
	情報の統計分析 ※	特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	予防接種健康被害発生時の給付の決定（国が実施する。）
⑨使用開始日	令和3年4月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 委託しない ☐ 委託する ☐ 委託しない
委託事項1		健康管理システムの運用・保守及び管理業務
①委託内容		健康管理システムの運用・保守及び法改正等への対応を含めた業務全般
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 ☐ 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 特定個人情報ファイルの一部 ☐ 特定個人情報ファイルの全体
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上 ☐ 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等の関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	システムの運用保守全般を委託しているため、そのシステムが取扱う特定個人情報ファイルについても取扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		☐ 10人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他
⑤委託先名の確認方法		⑥委託先名の記載により確認する。
⑥委託先名		富士通Japan株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない ☐ 再委託する ☐ 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託申請書を受領後、再委託承諾書を交付することにより許諾を行う。
	⑨再委託事項	①委託内容の内、健康管理システム本体の保守・運用の部分。

委託事項2～5	
委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するVRSを用いた特定個人情報ファイルの管理等
①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するVRSを用いた特定個人情報ファイルの管理等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※ 東大阪市に住民登録している新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事業の対象となる者	
その妥当性 ワクチン接種の記録をVRSに記録・管理するにあたり必要であるため。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (LGWAN回線を用いて提供(VRS本体)する。)
⑤委託先名の確認方法	⑥委託先名の記載により確認する。
⑥委託先名	株式会社ミラボ
再委託 ⑦再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
⑧再委託の許諾方法	
⑨再委託事項	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている（ ）件 [☐] 移転を行っている（ ）件 [☐] 行っていない
提供先1	都道府県知事又は市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第16の2、3の項
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [☐ 10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	東大阪市に住民登録のある新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事業の対象となる者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他（ ）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [☐]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他（ ）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※		特定個人情報は、市役所本庁舎内のICカードによる入退室管理を実施しているセキュリティ区画であるマシン室内に設置したサーバー内に保管する。 <VRSにおける措置> VRSは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。												
②保管期間	期間	<選択肢> <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> [5年]	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
	その妥当性	予防接種法等の関連法令に定められる期間である。												
③消去方法		・データについては、保管期間満了後、データベースから削除する。 <VRSにおける措置> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。												
7. 備考														

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

■健康管理システムに係る記録項目

1.医療機関コード 2.医療機関名 3.所在地 4.電話番号 5.郵便番号 6.金融機関名 7.金融機関コード 8.支店名 9.支店コード 10.預金種別 11.口座番号 12.口座名義 13.接種種別 14.接種年月 15.単価(接種・予診のみ) 16.件数(接種・予診のみ) 17.請求金額(接種・予診のみ・合計) 18.支払金額 19.支払年月日 20.保健所コード 21.整理番号 22.住所 23.方書 24.氏名 25.通称名 26.生年月日 27.性別 28.世帯主 29.続柄 30.住民となった日 31.従前の住所 32.住定年月日 33.世帯コード 34.個人コード 35.住居区分 36.転出区分 37.異動事由 38.異動年月日 39.支所コード 40.管轄コード 41.父母の氏名 42.父母の生年月日 43.父母の年齢 44.年月齢 45.送付先住所 46.転出先住所 47.外字フラッグ 48.電話番号 49.FAX番号 50.事業種別コード 51.事業種別名 52.イベントコード 53.イベント名 54.事業実施日 55.会場コード 56.事業実施場所 57.健康管理番号 58.予診年月日 59.接種日 60.予診結果 61.ワクチンロット 62.接種量 63.スタッフコード 64.所属名 65.常勤区分 66.ログインユーザ名 67.ログインパスワード 68.最新更新者コード 69.最終更新日 70.実施時間 71.職種 72.従事者名 73.非課税区分 74.生保受給 75.個人番号 76.検査結果 77.発券ナンバー 78.有効期限 79.保健婦コード 80.地区コード 81.付近見取り図(住宅地図) 82.定員 83.予約者数 84.参加者数 85.予約番号 86.予約日 87.予約時間区分 88.参加日 89.非参加区分 90.ツ反検査日 91.ツ反判定日 92.ツ反判定結果 93.出勤日 94.接種医師名 95.仕訳書 96.振込依頼書 97.支払通知書 98.集計表 99.振込依頼書 100.予防接種台帳兼実施状況一覧表 101.事業実施報告書 102.予防接種のお知らせ 103.クーポン券兼予防接種済証 104.ツ反BCG予診票

■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目

1.個人番号 2.宛名番号 3.自治体コード 4.接種券番号 5.属性情報(氏名、生年月日、性別) 6.接種状況(実施/未実施) 7.接種回(1回目～7回目) 8.接種日 9.ワクチンメーカー 10.ロット番号 11. ワクチン種類 12. 製品名 13. 旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号) 14. 証明書ID 15. 証明書発行年月日

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名			
新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種情報ファイル			
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）			
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	＜共通基盤システムとしての措置＞ 原則として、特定個人情報の入手経路を各業務システムからのデータ連携による方法に限定しており、対象者以外の情報を不必要に収集しない仕組みとなっている。		
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	市民課にて入手した個人番号を共通基盤システムを経由して入手するが、データの連携機能を利用して必要な情報のみを取得する。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	VRSのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
入手の際の本人確認の措置の内容	—		
個人番号の真正性確認の措置の内容	—		
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	対象者や入力内容に誤りがないよう、複数回チェックを行っている。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	VRSにて入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	宛名システムでは許可された者が、許可された項目にのみアクセスできるようシステムで制御している。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・個人番号を参照できる者は、システム管理者のみに限定しており通常の業務では確認することができない。 ・接種会場で使用するVRSは、情報登録機能のみ有しており、個人番号にはアクセスすることができない。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・健康管理システムにおけるログイン認証は、ユーザーID及びパスワードにより制御している。 ・VRSにおける特定個人情報へのアクセスは限られた端末からのみアクセスできるよう制御している。 ・当該端末は、限られた資格を有する者のみログインできるよう制御している。 ・VRSにおけるログイン認証は、ユーザーID及びパスワードにより制御している。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・健康管理システムにおいて、ユーザーID及びアクセス権限は、ユーザー管理者が定期的に確認し、異動した者等のアクセス権限が不要となった者については、削除している。 ・VRSのログイン用ユーザーIDは国に対して必要な者のみユーザー登録を行い、発行されている。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・健康管理システムにおいて、ユーザーID及びアクセス権限は、ユーザー管理者が定期的に確認し、異動した者等、アクセス権限が不要となった者については、削除している。 ・VRSのログイン用ユーザーIDは国に対してユーザー登録を行い、発行されている。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・健康管理システムにおいて、ログインID及びログを保存している。 ・VRSにおいてシステム上の操作ログを取得しており、操作ログを確認できる。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・健康管理システムにおいて、操作ログを取得している。 ・特定個人情報にアクセスできる職員を限定している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・特定個人情報をVRSに移出する際は、外部記録媒体等を使用せず移出しているため、複製され外部に持ち出されることはない。 ・使用したデータは、PCのローカル等に保存せず、健康管理システムのサーバー上に保管しているため、複製され外部に持ち出されることはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

☐ 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
委託契約終了後の不正な使用等のリスク
再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認

委託事業者を選定する際は、委託先の個人情報保護体制・方法等を確認している他、事業実績、社会的責任等を保持していることを確認している。

＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞
当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、VRSIに係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。

- ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限
- ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録
- ・ 特定個人情報情報の提供ルール/消去ルール
- ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定
- ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保

特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限

[制限している] ＜選択肢＞
1) 制限している 2) 制限していない

具体的な制限方法

委託事業者が作業を行う際は、必ず職員が立ち合い、また、操作端末へのログインは職員が行い、委託事業者のみでは、記録の操作ができないようにしている。

特定個人情報ファイルの取扱いの記録

[記録を残している] <選択肢>
1) 記録を残している 2) 記録を残していない

具体的な方法

ログインID及び操作ログを保存している。

特定個人情報の提供ルール

[	定めている	]	＜選択肢＞	
			1) 定めている	2) 定めていない

委託先から他者への
提供に関するルール
内容及びルール遵守
の確認方法

- ・契約書において、個人情報の目的外利用及び第三者への提供を禁止している。
- ・委託事業者が作業を行う際は、必ず職員が立ち合い、処理の内容を確認している。

委託元と委託先間の
提供に関するルール
内容及びルール遵守
の確認方法

- ・契約書において、個人情報の目的外利用及び第三者への提供を禁止している。
- ・委託事業者が作業を行う際は、必ず職員が立ち合い、処理の内容を確認している。

特定個人情報消去ルール

[	定めている	]	＜選択肢＞	
			1) 定めている	2) 定めていない

ルール内容及び ルール遵守の確認方 法

委託事業者が作業を行う際は、必ず職員が立ち合い、処理の内容を確認し、必要のない個人情報を含む内容の情報は、サーバー上で破棄するよう確認している。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定

＜選択肢＞

「 」 1) 定めている 2) 定めていない

規定の内容

市であらかじめ定めた、個人情報及び特定個人情報に関する規定について締結している。

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保

＜選択肢＞

1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない 4) 再委託していない

具体的な方法

契約書において市の承諾を受けることを要件としている。また、再委託先も委託先同様の安全管理措置を遵守することを確認する。

その他の措置の内容

—

リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている] 2) 十分である

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている] 2) 十分である

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている] 2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である]

リスク5: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<共通基盤システムにおける措置> 特に慎重な判断・対応が求められる特定個人情報については、情報照会に対する自動応答がなされないよう管理・設定することで不正に提供されるリスクを低減している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 <中間サーバーの運用における措置> ・共通基盤システムを介して、情報提供ネットワークシステムを利用する場合も、ユーザー認証を行う。 ・どの特定個人情報をどの職員がどのような目的で提供したのかがすべて記録される。 ・番号法及び条例上認められる入手以外行わないようにする。 ・他機関からの提供が認められなかった場合についても記録を残す。
---------------------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<共通基盤システムにおける措置> ・中間サーバーに送信する情報は、中間サーバーの外部インターフェイス仕様書に従い、認証・暗号化を実施している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 <中間サーバーの運用における措置> ・共通基盤システムを介して情報照会、情報提供を行う業務はそのやりとりについて記録を行い、不適切な方法で特定個人情報が漏えい・紛失することを防止する。 ・適切なユーザーの個人認証の管理を行い、人事異動等で権限のない職員が入手できないようにする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<共通基盤システムにおける措置> 中間サーバーの情報提供DBに未登録の特定個人情報は、共通基盤システムに接続する端末から情報提供を行い、照会内容をもとに情報提供情報を作成することで、誤入力を防止している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・監視カメラを設置して、サーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。 ・出入口には機械による入退室を管理する設備を設置する。 <VRSにおける措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行っている。 ・外部から遮断された独自のネットワークを構築している。 <VRSにおける措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	死者の個人番号の保管について、特段区別していない。
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	住民基本台帳の情報を日時で情報連携しているため、古い情報がそのまま保管されることはない。 <VRSにおける措置> VRSについて健康情報システムから抽出したデータを用いて随時処理を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	住民基本台帳の情報を日時で情報連携しているため、必要のない情報がいつまでも存在することはない。 <VRSにおける措置> VRSの利用規約「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」において、復元又は判読が不可能な方法により消去することと定められている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的なチェック方法	評価書の記載を随時確認・見直しを行っている。 <VRSにおける追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理(利用者ID、パスワード及び関連する機器の適切な管理)し、必要な監督をする。	
②監査	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な内容	個人情報等の取扱いに関する内部監査を実施し、都度、業務の内容、情報の取扱いについて確認している。 <VRSにおける追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理(利用者ID、パスワード及び関連する機器の適切な管理)し、必要な監督をする。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な方法	個人情報の取扱いに関する研修を実施している。 <VRSにおける追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理(利用者ID、パスワード及び関連する機器の適切な管理)し、必要な指導をする。	
3. その他のリスク対策		
—		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市長公室広報広聴室市政情報相談課
②請求方法	指定様式を定め書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	—
③手数料等	[無 料] <選択肢> (手数料額、納付方法：写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。) 1) 有料 2) 無料
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	—
公表場所	—
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒578-0941 大阪府東大阪市岩田町四丁目3番22-300号 東大阪市健康部保健所感染症対策課
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年2月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	東大阪市ホームページ及び『東大阪市政だより』誌上にて意見の募集の掲載を行い、電子メール・FAX又は書面にて意見を受け付けた。
②実施日・期間	令和4年10月17日から令和4年11月16日まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和4年10月19日
②方法	東大阪市特定個人情報保護評価点検委員会に諮問し、点検を実施。
③結果	特定個人情報保護評価指針に基づき、適切に特定個人情報保護評価が実施されていると認められた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	追記	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事後	ワクチン接種証明書がコンビニエンスストア等のキオスク端末で取得することができるようになったことによる記載の追加
令和4年11月17日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	追記	コンビニ等に設置のキオスク端末により、証明書を取得する際の内容について記載	事後	ワクチン接種証明書がコンビニエンスストア等のキオスク端末で取得することができるようになったことによる記載の追加
令和4年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 その他	VRS(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)	VRS(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	事後	ワクチン接種証明書がコンビニエンスストア等のキオスク端末で取得することができるようになったことによる記載の追加
令和4年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	電子交付アプリにより電子申請を受ける場合においては、利用規約を表示し、それに対する同意を得てから入手する。	電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、それに対する同意を得てから入手する。	事後	ワクチン接種証明書がコンビニエンスストア等のキオスク端末で取得することができるようになったことによる記載の追加
令和4年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するVRS(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するVRS(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	ワクチン接種証明書がコンビニエンスストア等のキオスク端末で取得することができるようになったことによる記載の追加
令和4年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するVRS(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するVRS(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	ワクチン接種証明書がコンビニエンスストア等のキオスク端末で取得することができるようになったことによる記載の追加
令和4年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種の記録をVRSに記録・管理するにあたり必要であるため。	ワクチン接種の記録をVRS(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に記録・管理するにあたり必要であるため。	事後	ワクチン接種証明書がコンビニエンスストア等のキオスク端末で取得することができるようになったことによる記載の追加
令和4年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 その他	LGWAN回線を用いて提供する。本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)。	LGWAN回線を用いて提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)する。本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)。	事後	ワクチン接種証明書がコンビニエンスストア等のキオスク端末で取得することができるようになったことによる記載の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	追記	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事後	ワクチン接種証明書がコンビニエンスストア等のキオスク端末で取得することができるようになったことによる記載の追加
令和4年11月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)	事後	ワクチン接種証明書がコンビニエンスストア等のキオスク端末で取得することができるようになったことによる記載の追加
令和4年11月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	追記	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	事後	ワクチン接種証明書がコンビニエンスストア等のキオスク端末で取得することができるようになったことによる記載の追加
令和4年11月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)	事後	ワクチン接種証明書がコンビニエンスストア等のキオスク端末で取得することができるようになったことによる記載の追加
令和4年11月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 券面事項入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・個人番号)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 券面事項入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・個人番号)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	ワクチン接種証明書がコンビニエンスストア等のキオスク端末で取得することができるようになったことによる記載の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入 手(情報提供ネットワークシ ステムを通じた入手を除く。) リ スク4: 入手の際に特定個人 情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	追記	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コ ンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間 の通信については専用回線、 証明書交付センターシステムとVRS間の通信に ついてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防 止する。また、通信は暗号化を行うことにより、 通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしてい る。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内に より、個人番号カード及び証明書の取り忘れ防 止対策を実施する。	事後	ワクチン接種証明書がコンビ ニエンスストア等のキオスク端 末で取得することができるよう になったことによる記載の追加
令和4年11月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイ ルの取扱いの委託 情報保護 管理体制の確認	VRS(新型コロナウイルス感染症予防接種証明 書電子交付機能を含む。)	VRS(新型コロナウイルス感染症予防接種証明 書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を 含む。)	事後	ワクチン接種証明書がコンビ ニエンスストア等のキオスク端 末で取得することができるよう になったことによる記載の追加
令和4年11月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保 管・消去 リスク1: 特定個人 情報の漏えい・滅失・毀損リ スク ⑥技術的対策 具体的 な対策の内容	追記	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コ ンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端 末には、申請情報・証明書データを記録しないこ ととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間 の通信については専用回線、 証明書交付センターシステムとVRS間の通信に ついてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防 止する。また、通信は暗号化を行うことにより、 通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしてい る。	事後	ワクチン接種証明書がコンビ ニエンスストア等のキオスク端 末で取得することができるよう になったことによる記載の追加
令和6年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務において使用する システム システム4 ②シス テムの機能	・他自治体への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の 交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の 電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の コンビニ交付の実施	削除	事前	VRSによる他市照会、接種証 明書アプリ及びキオスク端末 での接種証明書発行が廃止 になることによる記載の削除
令和6年4月1日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	VRSによる他市照会、接種証明書アプリ及びキ オスク端末での接種証明書発行の内容につい て記載	削除	事前	VRSによる他市照会、接種証 明書アプリ及びキオスク端末 での接種証明書発行が廃止 になることによる記載の削除
令和6年4月1日	I 基本情報 5. 個人番号の利用	・番号法第19条第16号(VRSを用いた情報提供・ 照会のみ)	削除	事前	VRSを用いた情報提供・照会 機能が廃止になることによる 記載の削除

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署①部署	健康部保健所新型コロナウイルスワクチン接種事業課	健康部保健所感染症対策課	事前	担当部署が変更になることによる記載の変更
令和6年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	新型コロナウイルスワクチン接種事業課長	感染症対策課長	事前	担当部署が変更になることによる記載の変更
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報⑥事務担当部署	新型コロナウイルスワクチン接種事業課	感染症対策課	事前	担当部署が変更になることによる記載の変更
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用①入手元	○本人または本人の代理人 ○地方公共団体・地方独立行政法人（他市区町村） ○その他（VRS（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム）	削除	事前	VRSによる他市照会、接種証明書アプリ及びキオスク端末での接種証明書発行が廃止になることによる記載の削除
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用②入手方法	○その他（VRS（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。））	○庁内連携システム	事前	VRSによる他市照会、接種証明書アプリ及びキオスク端末での接種証明書発行が廃止になることによる記載の変更
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用③入手の時期・頻度	・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要となる都度 ・市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	住民基本台帳に関するデータについて、日次データ連携する都度	事前	VRSによる他市照会、接種証明書アプリ及びキオスク端末での接種証明書発行が廃止になることによる記載の変更
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用④入手に係る妥当性	・東大阪市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合に入手する。 ・東大阪市からの転出者について、転出先市区町村へ東大阪市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。（番号法第19条第16号） ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合に入手する。	予防接種履歴の管理を適正に行うため、最新の住民情報を入手する必要がある。	事前	VRSによる他市照会、接種証明書アプリ及びキオスク端末での接種証明書発行が廃止になることによる記載の変更
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用⑤本人への明示	電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、それに対する同意を得てから入手する。	削除	事前	VRSによる接種証明書アプリ及びキオスク端末での接種証明書発行が廃止になることによる記載の削除

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用⑦使用の主体 使用部署	健康部保健所新型コロナウイルスワクチン接種事業課	健康部保健所感染症対策課	事前	担当部署が変更になることによる記載の変更
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用⑧使用方法	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	削除	事前	VRSによるキオスク端末での接種証明書発行が廃止になることによる記載の削除
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用⑧使用方法 情報の突合	転出者について、東大阪市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、東大阪市の接種記録と突合する。	削除	事前	VRSによる他市照会が廃止になることによる記載の削除
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するVRS(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するVRSを用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	VRSによる接種証明書アプリ及びキオスク端末での接種証明書発行が廃止になることによる記載の変更
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ① 委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するVRS(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するVRSを用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	VRSによる接種証明書アプリ及びキオスク端末での接種証明書発行が廃止になることによる記載の変更
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種の記録をVRS(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に記録・管理するにあたり必要であるため。	ワクチン接種の記録をVRSに記録・管理するにあたり必要であるため。	事前	VRSによる接種証明書アプリ及びキオスク端末での接種証明書発行が廃止になることによる記載の変更
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④ 委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	○その他(LGWAN回線を用いて提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)する。本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)。)	○その他(LGWAN回線を用いて提供(VRS本体)する。)	事前	VRSによる接種証明書アプリ及びキオスク端末での接種証明書発行が廃止になることによる記載の変更
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うもの除く。) 提供先1	市区町村長	削除	事前	VRSによる他市照会が廃止になることによる記載の削除

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	削除	事前	VRSによる接種証明書アプリ及びキオスク端末での接種証明書発行が廃止になることによる記載の削除
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(1回目/2回目)	(1回目～7回目)	事前	接種回数が追加されたことによる記録項目の変更
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	①他市区町村からの個人番号の入手 東大阪市からの転出者について、東大阪市での接種記録を他市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報をVRSを通じて入手する。 ②転出元市区町村からの接種記録の入手 転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、東大阪市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをVRSを通じて入手する。 ③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	<共通基盤システムとしての措置> 原則として、特定個人情報の入手経路を各業務システムからのデータ連携による方法に限定しており、対象者以外の情報を不必要に収集しない仕組みとなっている。	事前	VRSによる他市照会、接種証明書アプリ及びキオスク端末での接種証明書発行が廃止になることによる記載の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	削除	事前	VRSによる接種証明書アプリが廃止になることによる記載の削除
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	削除	事前	VRSによる接種証明書アプリ及びキオスク端末での接種証明書発行が廃止になることによる記載の削除
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	削除	事前	VRSによる接種証明書アプリ及びキオスク端末での接種証明書発行が廃止になることによる記載の削除
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 券面事項入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・個人番号)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	対象者や入力内容に誤りがないよう、複数回チェックを行っている。	事前	VRSによる接種証明書アプリ及びキオスク端末での接種証明書発行が廃止になることによる記載の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、 証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、個人番号カード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	削除	事前	VRSによる他市照会、接種証明書アプリ及びキオスク端末での接種証明書発行が廃止になることによる記載の削除
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、VRS(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、VRSに係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	事前	VRSによる接種証明書アプリ及びキオスク端末での接種証明書発行が廃止になることによる記載の変更
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	【 】提供・移転しない	【○】提供・移転しない	事前	VRSによる他市照会が廃止になることによる記載の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保 管・消去 リスク1:特定個人 情報の漏えい・滅失・毀損リス ク ⑥技術的対策 具体的な 対策の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電 子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しない こととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行 うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の 対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コ ンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端 末には、申請情報・証明書データを記録しないこ ととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間 の通信については専用回線、 証明書交付センターシステムとVRS間の通信に ついてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防 止する。また、通信は暗号化を行うことにより、 通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしてい る。	削除	事前	VRSによる接種証明書アプリ 及びキオスク端末での接種証 明書発行が廃止になることに よる記載の削除
令和6年4月1日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	〒578-0941 大阪府東大阪市岩田町四丁目3番22-500号 東大阪市健康部保健所新型コロナウイルスワク チン接種事業課	〒578-0941 大阪府東大阪市岩田町四丁目3番22-300号 東大阪市健康部保健所感染症対策課	事前	担当部署が変更になることに よる記載の変更
令和6年3月31日	評価書の名称	東大阪市 新型コロナウイルス感染症対策に係 る予防接種事務 全項目評価書	東大阪市 新型コロナウイルス感染症対策に係 る予防接種事務 全項目評価書【令和6年3月3 1日終了】	事後	高齢者の予防接種に関する 事務(基礎項目評価書)に同 日統合した。